

1. 募集職種・採用予定人数・雇用形態等

募集職種	会計年度任用職員（フルタイム：管理栄養士）
採用予定人数	1名
採用後の主な業務	主に四日市市教育委員会にて、小学校・中学校の給食に関する業務に従事します。 ① 献立作成、調理指示 ② 食材検収、食数調整 ③ 衛生管理 ④ 学校対応 ⑤ その他雑務

2. 採用予定日 令和7年4月1日

3. 受験資格 次の要件をすべて満たす方が受験できます。

- ① 昭和40年4月2日以降に生まれた方
- ② 管理栄養士の免許を有する方
- ③ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方
- ④ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方

《参考》

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験日及び試験会場

試験日	令和7年2月2日（日） 午前9時30分から
会場	四日市市総合会館6階 集団学習室（市役所西側）

5. 試験内容

試験科目	試験時間	内 容
事務能力基礎試験	50分	国語（日本語）能力、数的処理能力についての筆記試験（択一式）を行います。
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
専門試験	60分	衛生管理、給食管理・食教育などの専門分野についての筆記試験を行います。
面接試験	各10分程度（個人）	人物及び職務に対する適応性等についての総合評価を行います。

※ 鉛筆（B又はHB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参すること。

※ 採用予定者には、市の指定する期間内に指定医療機関で健康診断を受けていただきます。

6. 合格発表 令和7年2月中旬（予定） 郵便にて本人に通知

7. 受験手続

- ① 提出書類

- ◇ 受験申込書 1部〔市規定用紙。3箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30×40mm）を貼りつけること。〕
- ※ 学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示。
- ◇ 管理栄養士免許（写）1枚
- ◇ 封筒（定型） 2通〔長形3号。受験票及び試験結果送付用。2部とも宛名を明記し、110円切手を貼ること。〕
- ◇ 住民票等の在留資格を証する書類 1部〔外国籍の人のみ〕
- ※ 個人番号情報は不要です。
- ※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験および採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出書類については返却しません。

② 提出先

- ◇ 四日市市教育委員会学校教育課
四日市市諏訪町1-5（〒510-8601） 四日市市役所本庁舎9階

③ 受付期間

- ◇ 令和6年12月18日（水）～令和7年1月17日（金）〔当日必着〕
- ※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書してください。
郵送の場合でも、締切日までに到着分のみ有効とします。
持参いただく場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。（土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

8. 受験についての問い合わせ先

四日市市教育委員会学校教育課 TEL 059-354-8252

9. 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- ① 期 間：合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く）
- ② 場 所：四日市市教育委員会 学校教育課
- ③ 方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、直接申し出ること。

10. 勤務条件（令和7年4月予定）

- ① 初任給 199,980円（金額は地域手当（10%）を含む）
（ア）前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。（同職種の前職がある場合に限りです）
（イ）諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.5月分）、退職手当などが支給されます。
（ウ）民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- ② 勤務場所
四日市市諏訪町1-5（〒510-8601） 四日市市役所本庁舎9階
ただし、一年後以降、四日市市学校給食センター（四日市市赤水町971-1）に異動する場合があります。
- ③ 勤務時間等
1週あたり38.75時間、原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。
- ④ 休暇
年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。
その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- ⑤ 任用期間及び再度の任用
採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。（令和8年3月31日）
（勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし最長令和10年3月31日まで）
（その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和12年3月31日まで。なお、受験年度の年度末年齢が59歳の方は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません）